

## 浜松市農林水産物ブランディング支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、本市の農林水産業の活性化、事業者の販売力の向上を図り、もうかる農業を実現するため、本市の農林水産物とその加工品のブランディングに取り組む事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象期間)

第2条 補助の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、補助金交付決定日から令和9年3月8日までとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の区分は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産物ブランディング事業（ブランディングの核となる差別化された農林水産物の開発。ただし、栽培に係る費用は対象外）
- (2) 農林水産物を用いた加工品ブランディング事業（一次製品のブランド強化やブランド展開を図る加工品の開発）

2 補助対象事業は、別表第1に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、次のすべてに該当する事業とする。

- (1) 従来の商品、サービス等の延長ではなく、「新規性」が認められる事業であること。
- (2) 浜松市の農林水産物とその加工品のブランディングに繋がる事業であること。
- (3) 地域経済への波及効果があり、社会貢献度が高い事業であること。
- (4) 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業でないこと。
- (5) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業でないこと。
- (6) 他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受ける見込みのある事業でないこと。

### (補助事業者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定を受けていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- (3) 浜松市内で生産、水揚げされた農林水産物を使用していること。
- (4) 交付申請時において、浜松市内に住所又は主たる事業所を有すること。
- (5) 補助対象期間及び補助対象期間終了後も、浜松市内で生産、水揚げされた農林水産物を使用し、浜松市内において事業を実施する意向があること。
- (6) 「農林水産物ブランディング事業」の場合、農業、林業、漁業のいずれかを営む事業者。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

2 前項の規定にかかわらず、補助対象にあたる者が次のいずれかに該当する場合は、交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、各種税金及び振り込み手数料等は補助対象外とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内とし、2,000千円を限度額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、令和8年5月12日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、交付決定通知書（第4号様式）にて補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助事業者に対して、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の20%以下の変更を除く。）

ウ 補助対象事業を中止しようとする場合

- (2) 補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助対象事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を補助対象期間若しくは補助対象期間の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、市長に報告しなければならない。
- (4) 補助対象事業に基づく研究成果の事業化の状況、売上げ等について、補助対象期間の終了後5年間にわたり、毎年1回、市長に報告しなければならない。
- (5) 補助事業者は補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管すること。
- (6) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助対象事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (8) 取得財産等の取扱いについて、事業終了後も規則およびこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) 補助金の交付の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。
- (10) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の交付申請)

第10条 補助事業者は、前条第1号の規定に基づき、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定金額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第6号様式）、交付決定金額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第7号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第11条 補助事業者は、第9条第1号の規定に基づき、補助対象事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、その翌日から起算して14日以内または令和9年3月8日のいずれか早い日までに、実績報告書(第9号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、交付確定通知書(第10号様式)により、補助事業者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合において、補助事業者から事業実績の聴取又は現地調査を行うことができる。

(請求の手続き)

第14条 補助金の交付確定を受けた補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して14日以内または令和9年3月15日までのいずれか早い日までに請求書(第11号様式)を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則第17条第1項各号に該当する場合
- (2) 補助金の申請又は補助対象事業において、不正、虚偽、事業要綱の目的に反する行為、その他不適正な行いがあった場合
- (3) 補助金の交付決定後に、補助対象事業と同様の事業において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた場合
- (4) 前各号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 前項により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第16条 補助事業者は、前条第1項の規定による返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、返還の請求を受け、それを納期限までに納付しなかったときは、規則第1

8条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 この要綱による補助金の交付を受けた事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 この要綱において、規則第19条の「市長が定める期間」とは、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年農林省令第18号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間とする。

3 この要綱において、規則第19条第2号で「市長が定めるもの」とは、取得価格又は効用の増加額が500千円以上のものとする。

4 規則第19条に定める場合のほか、補助金の交付を受けた事業者は前項の取得財産等の使用を第2項に規定する期間内に中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

5 市長は、規則第19条の規定により、補助金の交付を受けた事業者が取得財産等を処分したときは、当該取得財産等に対し交付された補助金の全部又は一部を納付させることができるものとする。

6 市長は、補助金の交付を受けた事業者が第4項の規定に反して取得財産等の使用を中止したとき又は規則第19条の規定に反して取得財産等を処分したときは、規則第17条第1項第2号及び第2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

7 第5項による納付額及び前項による補助金返還額の算定については、市長が別に定める。

(不可抗力に対する補助対象事業の取扱い)

第18条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助金の交付の決定を受けた者の責めに帰すことができない事由により、事業年度内に補助対象事業の完了又はその遂行が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年度の補助金に適用する。

別表第1（第3条、第5条関係）

<p>農林水産物ブランディング事業</p>	<p>① 差別化された農林水産物の開発          (例) 機能性表示食品表示野菜の開発          (対象経費) 研究開発費、分析調査費、委託費（専門家支援）</p> <p>② 農林水産物の差別化          (例) ブランド牛の登録、地域 GI 認証の取得          (対象経費) 商標特許等の取得、GAP 認証の取得、その他認証等の取得</p> <p>③ 差別化された農林水産物の認知度向上          (例) 有機栽培や環境負荷低減による差別化製品の販路開拓、EC サイトでの販売の広告費          (対象経費) 広告費、直接販売に係る運営費、販売促進費、委託費</p>
<p>農林水産物を用いた加工品ブランディング事業</p>	<p>① 本市農林水産物を用いた加工品の開発          (例) 三方原ばれいしょを使ったチップスの開発          (対象経費) 商品開発費、市場調査、委託費（専門家支援）、加工機械購入費</p> <p>② ブランドの強化・展開          (例) 三ヶ日みかんジャムの機能性表示食品取得          (対象経費) 商標特許等の取得、GAP 認証の取得、その他認証等の取得</p> <p>③ 差別化された加工品の認知度向上（①に伴う場合のみ）          (例) ①で開発したチップスをブランディングするための専門家委託費          (対象経費) 広告費、販売促進費、委託費</p>